

月刊 労運研レポート 号外

2021年12月15日号

「非正規労働者の賃金保障、社会労働保険等に関する Web 調査」

調査結果の概要	2p
調査結果報告書	4p
<資料> 調査のお願い	20p
調査票	21p

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

「非正規労働者の賃金保障、社会労働保険等に関する Web 調査」 調査結果の概要

1. 本調査の目的と方法、回答者数

本調査は、非正規労働者の就業実態や社会労働保険制度等に関するニーズを本格的に調査するための予備調査として、今後の本格的調査に有用な情報を得ることを目的としている。

「労運研レポート」読者へ協力要請し、非正規労働者へ呼びかけていただき、2021年9月11日（土）～10月12日（火）に、Webによるアンケート調査を実施した。回答者数は、合計368人、男性63人17.1%、女性296人80.4%、性別無回答9人2.4%である。

2. 回答者の属性と特徴

性・年齢無回答を除く356人の回答者の82.3%が女性、女性の62.1%が40歳台・50歳台である。扶養家族等については、「パートナーがいる」67.4%、「扶養する家族がいる」30.1%、「シングルマザーまたはシングルファザーである」は7.9%の割合となっている。自分の収入以外に世帯収入のある人が80.3%と大多数を占め、自分しか収入のない人は16.9%だが、収入が「世帯の中で一番多い」人は27.2%である。

勤め先は、「官公庁」が250人と70.2%に上り、女性回答者の72.7%、男性の58.7%である。回答者に占める「官公庁」勤務者の多さ故の影響及び制約を考慮する必要がある。非正規労働者のより詳細な雇用形態は、「パート・アルバイト」40.4%、「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」29.5%、「会計年度任用職員」21.6%となっている。

3. 回答計（男女計）及び性別に見られる特徴

就業実態については、雇用契約期間「1年」が81.2%を占め、普段の労働時間は「週30時間以上40時間未満」が最も多く62.4%、「週40時間以上」は8.1%である。フリーシフト制勤務者が37.9%で、契約の大半は勤務時間のみが明示されるのみであるという。給与の計算方法としては、「時給」45.2%、「月給」46.9%となっている。ダブルワークなどを行っている人は10.4%である。

コロナ禍の下での労働条件については、「わからない」とする人が過半で最多となっており、勤め先の多数が「官公庁」であるにも関わらずこうした状況にあることの事情を検討すべきであろう。雇用保険・医療保険・年金保険も大多数が加入しており、未加入者は非常に少ないのでその意識やニーズを把握することは困難である。他方、大多数が社会労働保険加入者であっても、「現在のままでよい」としたのは15.2%に留まり、多くの人が制度改革を希望している。最も多いのは「コロナ禍で仕事を休んでも生活に困らない社会労働保険制度にする」とするもので、51.1%の人が希望している。

賃金・収入については、最も多い年収帯が「130～200万円未満」38.8%、次いで「200～250万円未満」19.1%、3番目が「103～130万円未満」17.7%である。賃金が増える状況についての認識は、「勤め先の判断で上がる」とした人が最も多く31.2%、次いで「わからない」27.2%、そして「地域最低賃金の改定によって上がる」17.7%である。「労働組合が交渉して上がる」としたのは16.9%であり、労働組合による交渉が賃上げをもたらすとの認識を

持っている人が少ないことが示されている。「非正規労働者の賃金（就労）保障制度」について必要と「思う」人が3/4の74.2%を占め、大多数が非正規労働者の賃金（就労）保障制度は必要と考えていることが明瞭に示された。

4. 本格的調査へ向けた検討事項

本調査結果をふまえ、非正規労働者の就業実態や社会労働保険制度等に関するニーズを本格的に調査するために有用となる検討課題は、次のような事項である。

第一に、必要な基礎知識を提供した上で、もし労働組合が組織的に配布回収をするのであれば当事者たちの労働条件などについての情報提供を行った上で、意向やニーズを把握するようにすること。質問によっては「わからない」が多数を占めたり、無回答が10数%に上るなど、就業実態やニーズの把握が難しい面が見られた。本格的な調査に当たっては、社会労働保険の基礎知識を提供することも含め、調査対象に応じて、設問の前提的基礎知識を適切に提示した上で回答してもらうなどの調査票の工夫が求められる。

第二に、社会労働保険制度に関する意識やニーズを把握しようとするならば、加入者と未加入者の両方の意識や意向・ニーズを集約できるようにしなければならない。そのためには、調査対象として回答への協力を得ることが難しい対象者をいかに組織するのか、十分に対策を講じなければならないであろう。

第三に、就業実態、とりわけ賃金や労働条件について把握しようとする場合、基準となる実態(例えば賃金であれば月額など)を明確にして質問するなどの工夫が求められる。賃金であれば月額を基準とし、労働時間も月間労働時間のありようを基準とするなども考えられる。ともあれ、社会労働保険制度に関する意識やニーズを把握する上で、就業実態はその意識やニーズを解釈するための前提的な基準となるので、就業実態把握の確からしさがきちんと担保される必要がある。

今回の予備的調査結果をふまえ、本格的調査の方法、調査対象に応じた調査票作り、調査票の設問の工夫など、貴重な示唆を得ることができた。この成果が今後の調査に大いに活かされることを期待したい。

「非正規労働者の賃金保障、社会労働保険等に関する Web 調査」結果報告書

1. 本調査の目的と方法、回答者数

バブル経済の崩壊後、1990年代から2000年代にそれまでになく非正規労働者が増大した。総務省統計局の「労働力調査」によれば、1989（平成元）年に817万人、「役員を除く雇用者」である雇用労働者の19.1%を占めていた。この非正規労働者は、2003年には1504万人にまで急速に増加し、雇用労働者の30.4%とついに3割を上回った。また、この年には、女性の非正規労働者は1061万人にも上り、女性雇用労働者の50.6%と過半数を超えた。その後、2008（平成20）年1765万人、雇用労働者の34.1%にまで増加したが、リーマン・ショック後の不況により、2009年には1727万人、雇用労働者の33.7%とやや減少した。2010年以降は再び非正規労働者は増加し、2019年には2165万人にまで達し、雇用労働者の38.3%（男性22.9%、女性56.0%）を占めるまでとなった。2020年は、コロナパンデミックにより2090万人、雇用労働者の37.2%に減少した。コロナ禍が非正規労働者の雇用減をもたらしたことを象徴している。

こうして、非正規労働者が増大したことによって、不安定な就業状態が広がっている。コロナ禍は、そうした状況を一挙に顕在化させた。飲食店やサービス業などをはじめとして休業等が広がり、失業や労働時間の減少などに直面し、生活の困窮に陥った労働者は少なくない。こうした事態を回避するためには、持続的に雇用と生活が保障される労働条件と社会保障制度づくりをめざすことが必要である。そうした条件や制度を整備していくために、非正規労働者のおかれた実態やニーズをふまえて方針を具体化する必要がある。本調査の目的は、そのための第一歩として、非正規労働者の就業実態や、社会労働保険制度等に関するニーズを本格的に調査するための予備調査として把握し、今後の本格的調査に有用な情報を得ることにある。労働運動研究討論集会実行委員会（以下、労運研と略記）は、この目的のために、末尾添付の調査票を作成し、「非正規労働者の賃金保障、社会労働保険等に関する Web 調査」を実施した。

具体的な調査の方法と回収数は、次の通りである。

- ①調査対象：「労運研レポート」読者に協力要請し、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託社員、会計年度任用職員など非正規労働者へ呼びかけていただいた。なお、今回の調査では、フリーランス、外国人技能実習生については対象外とした。
- ②調査方法：Webによるアンケート調査とし、回答者が自らWebサイトにアクセスし回答した。
- ③実施期間：2021年9月11日（土）～10月12日（火）
- ④回答者数：合計で368人が回答した。男性63人17.1%、女性296人80.4%、性別無回答9人2.4%である。なお、質問事項によっては、当該設問に無回答があるため、回答者数がこれよりも少ない場合がある。

2. 回答者の属性と特徴

(1) 性・年齢～回答者の82.3%が女性、女性の62.1%が40歳台・50歳台

性・年齢無回答12人を除く回答者356人の内82.3%が女性であり、非正規労働者の実態

を反映して多数を占めている。年齢（無回答者を除く）を見れば、20歳未満 0.8%、20～29歳 4.5%、30～39歳 16.0%、40～49歳 28.4%、50～59歳 27.2%、60～64歳 15.2%、65歳以上 7.9%と40歳台と50歳台を合わせると過半である。女性回答者293人の年齢構成を見ると、20歳未満 0.7%、20～29歳 3.8%、30～39歳 16.4%、40～49歳 32.1%、50～59歳 30.0%、60～64歳 12.3%、65歳以上 4.8%と40歳台と50歳台の非正規労働者が62.1%を占めている。

	問1-1 あなたの性別は。				問1-2 あなたの年齢は。									
	男	女	無回答	合計	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	無回答	合計	
合計	63	293	0	356	3	16	57	101	97	54	28	0	356	
	17.7%	82.3%	0.0%	100.0%	0.8%	4.5%	16.0%	28.4%	27.2%	15.2%	7.9%	0.0%	100.0%	
女性小計	0	293	0	293	2	11	48	94	88	36	14	0	293	
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.7%	3.8%	16.4%	32.1%	30.0%	12.3%	4.8%	0.0%	100.0%	
男性小計	63	0	0	63	1	5	9	7	9	18	14	0	63	
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	1.6%	7.9%	14.3%	11.1%	14.3%	28.6%	22.2%	0.0%	100.0%	

(2) 扶養家族等～「パートナーがいる」67.4%で、「扶養する家族がいる」30.1%、「シングルマザーまたはシングルファザーである」7.9%

非正規労働者の生活や就労の条件・環境を知るために、問1-3で「生計を同じくするパートナーがいますか」、「扶養する家族がいますか」、「シングルマザーまたはシングルファザーですか」、「年金受給者ですか」、「学生ですか」、「障がい者ですか」、「外国人ですか」という7点について尋ねた。

	問1-3 現在のあなたの状況について。															
	(1)生計を同じくするパートナーがいますか				(2)扶養する家族がいますか				(3)シングルマザーまたはシングルファザーですか				(4)学生ですか			
	はい	いいえ	無回答	合計	はい	いいえ	無回答	合計	はい	いいえ	無回答	合計	はい	いいえ	無回答	合計
合計	240	111	5	356	107	240	9	356	28	322	6	356	2	347	7	356
	67.4%	31.2%	1.4%	100.0%	30.1%	67.4%	2.5%	100.0%	7.9%	90.4%	1.7%	100.0%	0.6%	97.5%	2.0%	100.0%
女性小計	205	84	4	293	84	200	9	293	24	264	5	293	1	287	5	293
	70.0%	28.7%	1.4%	100.0%	28.7%	68.3%	3.1%	100.0%	8.2%	90.1%	1.7%	100.0%	0.3%	98.0%	1.7%	100.0%
男性小計	35	27	1	63	23	40	0	63	4	58	1	63	1	60	2	63
	55.6%	42.9%	1.6%	100.0%	36.5%	63.5%	0.0%	100.0%	6.3%	92.1%	1.6%	100.0%	1.6%	95.2%	3.2%	100.0%

	問1-3 現在のあなたの状況について。											
	(5)年金受給者ですか				(6)障がい者ですか				(7)外国人ですか			
	はい	いいえ	無回答	合計	はい	いいえ	無回答	合計	はい	いいえ	無回答	合計
合計	61	289	6	356	9	340	7	356	5	345	6	356
	17.1%	81.2%	1.7%	100.0%	2.5%	95.5%	2.0%	100.0%	1.4%	96.9%	1.7%	100.0%
女性小計	41	247	5	293	5	282	6	293	4	285	4	293
	14.0%	84.3%	1.7%	100.0%	1.7%	96.2%	2.0%	100.0%	1.4%	97.3%	1.4%	100.0%
男性小計	20	42	1	63	4	58	1	63	1	60	2	63
	31.7%	66.7%	1.6%	100.0%	6.3%	92.1%	1.6%	100.0%	1.6%	95.2%	3.2%	100.0%

「生計を同じくするパートナーがいる」人は、240人67.4%（無回答5人、1.4%）で、女性の70.0%（無回答1.4%）、男性の55.6%（無回答1.6%）である。「扶養する家族がいる」人は、107人30.1%（無回答9人、2.5%）、女性84人28.7%（無回答3.1%）、男性23人36.5%（無回答0.0%）となっている。扶養家族がいる人は男性の方が割合はやや多くなっている。「シングルマザーまたはシングルファザーである」人は、回答者の内28人7.9%（無回答6人、1.7%）、女性の24人8.2%（無回答1.7%）、男性の4人6.3%（無回答1.6%）である。扶養家族がおり、かつ「シングルマザーまたはシングルファザーである」人が、最も多くの困難を抱えているのではないかと推定されるが、このクロス集計分析結果は後述す

る。「年金受給者」は、回答者の内 61 人 17.1%（無回答 6 人、1.7%）、女性の 41 人 14.0%（無回答 5 人、1.7%）、男性の 20 人 31.7%（無回答 1 人、1.6%）であり、年金を受給しながら非正規労働者として就業している人が回答者の中にある程度いることには留意が必要であろう。

「学生」、「障がい者」、「外国人」については、本調査の調査対象とはしておらず、実際非常に少数である。これらの属性に着目した分析は行わないが、回答数は紹介する。「学生」は、回答者の内 2 人 0.6%（無回答 7 人、2.0%）、女性の 1 人 0.3%（無回答 5 人、1.7%）、男性の 1 人 1.6%（無回答 2 人、3.2%）である。「障がい者」は、回答者の内 9 人 2.5%（無回答 7 人、2.0%）、女性の 5 人 1.7%（無回答 6 人、2.0%）、男性の 4 人 6.3%（無回答 1 人、1.6%）、「外国人」は、回答者の内 5 人 1.4%（無回答 6 人、1.7%）、女性の 4 人 1.4%（無回答 4 人、1.4%）、男性の 1 人 1.6%（無回答 2 人、3.2%）となっている。

(3) 収入状況～自分の収入以外に世帯収入ありは 80.3%。自分しか収入のない人は 16.9%だが、収入が「世帯の中で一番多い」人は 27.2%

世帯の収入状況について、「あなたの収入以外に世帯の収入はありますか」と「あなたの収入は世帯の中で一番多いですか」の 2 つを尋ねた。自分の収入以外に世帯の収入がある人は、回答者の内 286 人 80.3%（無回答

	問1-4 あなたの世帯の収入状況について。							
	(1)あなたの収入は世帯の中で一番多いですか				(2)あなたの収入以外に世帯の収入はありますか			
	はい	いいえ	無回答	合計	はい	いいえ	無回答	合計
合計	97	243	16	356	286	60	10	356
	27.2%	68.3%	4.5%	100.0%	80.3%	16.9%	2.8%	100.0%
女性小計	64	216	13	293	242	42	9	293
	21.8%	73.7%	4.4%	100.0%	82.6%	14.3%	3.1%	100.0%
男性小計	33	27	3	63	44	18	1	63
	52.4%	42.9%	4.8%	100.0%	69.8%	28.6%	1.6%	100.0%

10 人、2.8%）、女性の 242 人 82.6%（無回答 9 人、3.1%）、男性の 44 人 69.8%（無回答 1 人、1.6%）である。8 割に複数の稼得者がおり、男性でも 7 割に上る。非正規労働者の多数が複数稼得者がいることで世帯収入を得ている状況が示されている。

「あなたの収入以外に世帯の収入はありますか」に「いいえ」と回答した人、すなわち自分しか収入のない人は回答者の内 60 人 16.9%、女性の 42 人 14.3%、男性の 18 人 28.6%である。この自分しか世帯に収入がない人の場合、収入が「世帯の中で一番多い」ことになる。

「あなたの収入は世帯の中で一番多いですか」の問いに対する回答を見ると、収入が「世帯の中で一番多い」人は、回答者の内 97 人 27.2%（無回答 16 人、4.5%）、女性の 64 人 21.8%（無回答 13 人、4.4%）、男性の 33 人 52.4%（無回答 3 人、4.8%）である。自分しか世帯収入がない人の人数より回答者で 37 人 11.3 ポイント高くなっており、女性でも 22 人 7.5 ポイント、男性で 15 人、23.8 ポイントと多い。世帯に複数の収入があっても、非正規労働者である自分の収入が一番多いという人がある程度（1、2 割）はいることが分かる。

(4) 勤め先～「官公庁」が 250 人 70.2%に上る

回答者の勤め先は、「個人企業・自営業」8 人 2.2%、「中小企業」22 人 6.2%、「大企業」11 人 3.1%とこれらの「民間企業」が 41 人 11.5%である。最も多いのは「官公庁」で 250 人 70.2%に上る。「その他」は 30 人 8.4%、「無回答」が 5 人 9.8%である。ここから分かるように、回答者の 7 割が官公庁で働く非正規労働者であり、その状況が本調査結果には色濃

く反映していると思われる。女性回答者について見れば、「民間企業」が26人8.9%、「官公庁」で213人72.7%、「その他」23人7.8%、「無回答」が31人10.6%である。男性は、「民間企業」が15人23.8%、「官公庁」で37人58.7%、「その他」7人11.1%、「無回答」が4人6.3%となっている。「官公庁」に勤務しているのは、女性の方が割合は高くなっている。

	問2-1 あなたの勤め先はどこですか。							合計
	民間企業 ①+②+③	①個人企業・自営業	②中小企業	③大企業	官公庁	その他	無回答	
合計	41	8	22	11	250	30	35	356
	11.5%	2.2%	6.2%	3.1%	70.2%	8.4%	9.8%	100.0%
女性小計	26	7	12	7	213	23	31	293
	8.9%	2.4%	4.1%	2.4%	72.7%	7.8%	10.6%	100.0%
男性小計	15	1	10	4	37	7	4	63
	23.8%	1.6%	15.9%	6.3%	58.7%	11.1%	6.3%	100.0%

(5) 雇用形態～「パート・アルバイト」40.4%、「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」29.5%、「会計年度任用職員」21.6%で9割超

非正規労働者として雇用形態を詳細に見ると、「パート・アルバイト」144人40.4%、「派遣社員」8人2.2%、「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」105人29.5%、「会計年度任用職員」77人21.6%、「その他」12人3.4%、無回答10人2.8%となっている。最も多いのは、「パート・アルバイト」で、次いで「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」、そして「会計年度任用職員」が続き、これらで9割を越えている。女性では、「パート・アルバイト」42.3%、「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」29.0%、「会計年度任用職員」21.8%と、以上で93.2%を占めている。他には「派遣社員」1.7%、「その他」2.4%、無回答2.7%である。男性では、「パート・アルバイト」31.7%、「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」31.7%、「会計年度任用職員」20.6%、「派遣社員」4.8%、「その他」7.9%、無回答3.2%であり、「パート・アルバイト」と「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」が同率の31.7%となっている。

	問2-2 あなたの雇用形態は。						合計
	パート・アルバイト	派遣社員	契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等	会計年度任用職員	その他	無回答	
合計	144	8	105	77	12	10	356
	40.4%	2.2%	29.5%	21.6%	3.4%	2.8%	100.0%
女性小計	124	5	85	64	7	8	293
	42.3%	1.7%	29.0%	21.8%	2.4%	2.7%	100.0%
男性小計	20	3	20	13	5	2	63
	31.7%	4.8%	31.7%	20.6%	7.9%	3.2%	100.0%

3. 回答計（男女計）及び性別に見られる特徴

回答者の基本属性は、上の通りである。こうした回答者の就業実態や賃金保障、社会労働保険等に関する考え方を、回答計（男女計）及び性別に分析しよう。

(1) 雇用契約期間～「1年」が81.2%を占める

雇用契約期間を見ると、「1年」が289人81.2%を占めている。「31日～1年未満」は28人7.9%と少ない。「期間の定めなし」が26人7.3%いるが、非正規労働者でとしては異例であるので、今後の精査が求められよう（無回答3.7%）。女性で見ても、「1年」84.6%、「31日～1年未満」5.5%、「期間の定めなし」6.5%（無回答3.4%）とほぼ同様である。男性では、「1年」65.1%、「31日～1年未満」19.0%、「期間の定めなし」11.1%（無回答4.8%）と、

「1年」が減り、それ以外がやや増えている。

(2) 普段の労働時間～「週 30 時間以上 40 時間未満」62.4%、「週 40 時間以上」は 8.1%

普段働いている労働時間は、「週 20 時間未満」20 人 5.6%、「週 20 時間以上 30 時間未満」76 人 21.3%、「週 30 時間以上 40 時間未満」222 人 62.4%、「週 40 時間以上」29 人 8.1%（無回答 9 人 2.5%）である。女性で見ても、大きな違いはなく、「週 20 時間未満」14 人 4.8%、「週 20 時間以上 30 時間未満」62 人 21.2%、「週 30 時間以上 40 時間未満」192 人 65.5%、「週 40 時間以上」19 人 6.5%（無回答 6 人 2.0%）となっている。男性は、「週 20 時間未満」6 人 9.5%、「週 20 時間以上 30 時間未満」14 人 22.2%、「週 30 時間以上 40 時間未満」30 人 47.6%、「週 40 時間以上」10 人 15.9%（無回答 3 人 4.8%）と「週 40 時間以上」が若干増えている。

(3) 給与の計算方法～「時給」45.2%、「月給」46.9%

給与の計算方法を質問したところ、「時給」が 161 人 45.2%、「日給」25 人 7.0%、「月給」167 人 46.9%、無回答 3 人 0.8%であった。女性では、「時給」が 134 人 45.7%、「日給」19 人 6.5%、「月給」138 人 47.1%（無回答 2 人 0.7%）、男性では、「時給」が 27 人 42.9%、「日給」6 人 9.5%、「月給」29 人 46.0%（無回答 1 人 1.6%）となっており、男女にそれほど差異は見られない。

	問2-3 あなたの雇用契約期間は。						問2-4 あなたの普段の労働時間は。						問2-5 あなたの給与の計算方法は。					
	日々または30日以下	31日～1年未満	1年	期間の定めなし	無回答	合計	週20時間未満	週20時間以上30時間未満	週30時間以上40時間未満	週40時間以上	無回答	合計	時給	日給	月給	その他	無回答	合計
合計	0	28	289	26	13	356	20	76	222	29	9	356	161	25	167	0	3	356
	0.0%	7.9%	81.2%	7.3%	3.7%	100.0%	5.6%	21.3%	62.4%	8.1%	2.5%	100.0%	45.2%	7.0%	46.9%	0.0%	0.8%	100.0%
女性小計	0	16	248	19	10	293	14	62	192	19	6	293	134	19	138	0	2	293
	0.0%	5.5%	84.6%	6.5%	3.4%	100.0%	4.8%	21.2%	65.5%	6.5%	2.0%	100.0%	45.7%	6.5%	47.1%	0.0%	0.7%	100.0%
男性小計	0	12	41	7	3	63	6	14	30	10	3	63	27	6	29	0	1	63
	0.0%	19.0%	65.1%	11.1%	4.8%	100.0%	9.5%	22.2%	47.6%	15.9%	4.8%	100.0%	42.9%	9.5%	46.0%	0.0%	1.6%	0.0%

(4) フリーシフト制の実情～フリーシフト制勤務者は 135 人 37.9%で、契約の大半は勤務時間のみ明示

フリーシフト制（シフトの割り当ては会社の意向が優先する）で働いている人は、135 人 37.9%（無回答 15 人 4.2%）である。この 135 人のシフト制勤務の契約内容を尋ねると、「勤務時間数が明示」が 107 人で 79.3%を占めている。他には、「勤務時間数は明示されていない」9 人 6.7%、「シフト制で働くとは書かれていないが、勤務時間数が書かれている」13 人 9.6%、「その他」2 人 1.5%（無回答 4 人 3.0%）である。この回答に示されるように、勤務時間数が明示されているのみであるのがほとんどであり、シフト制の勤務の内容などは示されていないのが実情であろう。女性で見れば、フリーシフト制の 107 人の内、「勤務時間数が明示」87 人、「シフト制で働くとは書かれていないが、勤務時間数が書かれている」12 人の合計 99 人で 92.5%に上る。男性でも同様に見ると、フリーシフト制の 28 人の内、「勤務時間数が明示」20 人、「シフト制で働くとは書かれていないが、勤務時間数が書かれている」1 人の合計 21 人 75.0%である。

	問2-6 あなたはフリーシフト制で働いていますか。				問2-7 問2-6で「はい」と答えた方に伺います。シフト制の勤務はどのような契約になっていますか。					問2-8 あなたは副業・兼業といわれるダブルワークなどを行っていますか。			
	はい	いいえ	無回答	合計	勤務時間が明示	勤務時間は明示されていない	シフト制で働くとは書かれていないが、勤務時間が書かれている	その他	合計	はい	いいえ	無回答	合計
合計	135	206	15	356	107	9	13	2	131	37	307	12	356
	37.9%	57.9%	4.2%	100.0%	30.1%	2.5%	3.7%	0.6%	36.8%	10.4%	86.2%	3.4%	100.0%
女性小計	107	172	14	293	87	6	12	0	105	28	258	7	293
	36.5%	58.7%	4.8%	100.0%	29.7%	2.0%	4.1%	0.0%	35.8%	9.6%	88.1%	2.4%	100.0%
男性小計	28	34	1	63	20	3	1	2	26	9	49	5	63
	44.4%	54.0%	1.6%	100.0%	31.7%	4.8%	1.6%	3.2%	41.3%	14.3%	77.8%	7.9%	100.0%

(5) ダブルワーク（副業や兼業）をしている割合～ダブルワークなどを行っている人は 10.4%

副業や兼業といわれるダブルワークなどを行っているかどうかを尋ねたところ、している人は 37 人 10.4%であった。女性では 28 人 9.8%、男性では 9 人 14.3%である。本調査の回答者の 1 割前後の方々が非正規労働者としての主たる就業以外に、副業ないし兼業などのダブルワークによって収入を得ていることになる。

(6) コロナ禍の下での労働条件～「わからない」が過半で最多。勤め先の多数が「官公庁」であるにも関わらず何故か

コロナパンデミックに伴って非常事態宣言が発出されるなど、事業の縮小や休業が行われた。この結果、従業員の就業は大きな影響を受けた。とりわけ飲食業やサービス業では、非正規労働者が失業や休業となった人は少なくなかった。そこで、このコロナ禍の下での労働条件がどのような状況となったのかを尋ねた。

	問3-1 あなたの勤め先で出勤日数削減や労働時間削減がある場合、非正規労働者に休業手当が支給されますか。					問3-2 あなたの勤め先で非正規労働者が新型コロナウイルス感染症に感染して休んだ場合、賃金の保障はありますか。					問3-3 あなたの勤め先で新型コロナウイルス感染症対策について正規労働者と非正規労働者との間で処遇が異なりますか。					
	はい	いいえ	わからない	無回答	合計	医療保険の傷病手当金がある	勤め先が賃金保障する	賃金の保障はない	わからない	無回答	合計	はい	いいえ	わからない	無回答	合計
合計	65	81	191	19	356	16	105	37	184	14	356	31	127	187	11	356
	18.3%	22.8%	53.7%	5.3%	100.0%	4.5%	29.5%	10.4%	51.7%	3.9%	100.0%	8.7%	35.7%	52.5%	3.1%	100.0%
女性小計	51	68	155	19	293	13	92	29	146	13	293	25	106	152	10	293
	17.4%	23.2%	52.9%	6.5%	100.0%	4.4%	31.4%	9.9%	49.8%	4.4%	100.0%	8.5%	36.2%	51.9%	3.4%	100.0%
男性小計	14	13	36	0	63	3	13	8	38	1	63	6	21	35	1	63
	22.2%	20.6%	57.1%	0.0%	100.0%	4.8%	20.6%	12.7%	60.3%	1.6%	100.0%	9.5%	33.3%	55.6%	1.6%	100.0%

まず、「あなたの勤め先で出勤日数削減や労働時間削減がある場合、非正規労働者に休業手当が支給されますか。」の問いに対して、「はい」は 65 人 18.3%、「いいえ」が 81 人 22.8%である。最も多かったのは「わからない」191 人 53.7%であった（無回答 19 人 5.3%）。勤め先は「官公庁」が 7 割を占めていたが、そこでも「わからない」が最多であるのはどのような事情によるのであろうか。出勤日数削減や労働時間削減を経験してないことによるのであろうか。その事情を詳細に把握する必要がある。女性では、「はい」は 51 人 17.4%、「いいえ」が 68 人 23.2%、「わからない」155 人 52.9%（無回答 19 人 6.5%）であり、男性は、「はい」が 14 人 22.2%、「いいえ」が 13 人 20.6%、「わからない」36 人 57.1%（無回答 0 人 0.0%）となっている。この回答状況からすれば、男女間に大きな差は見られない。

「あなたの勤め先で非正規労働者が新型コロナウイルス感染症に感染して休んだ場合、賃

金の保障はありますか。」を尋ねた。これについても「わからない」が最多で 184 人 51.7%、次いで「勤め先が賃金保障する」105 人 29.5%、3 番目が「賃金の保障はない」で 37 人 10.4%、そして「医療保険の傷病手当金がある」が 16 人 4.5%（無回答 14 人 3.9%）である。女性では、「わからない」が 146 人 49.8%、「勤め先が賃金保障する」92 人 31.4%、「賃金の保障はない」で 29 人 9.9%、「医療保険の傷病手当金がある」が 13 人 4.4%（無回答 13 人 4.4%）、男性は、「わからない」が 38 人 60.3%、「勤め先が賃金保障する」13 人 20.6%、「賃金の保障はない」で 8 人 12.7%、「医療保険の傷病手当金がある」が 3 人 4.8%（無回答 1 人 1.6%）で、順番に男女差はない。

「あなたの勤め先で新型コロナウイルス感染症対策について正規労働者と非正規労働者との間で処遇が異なりますか。」と、正規労働者との処遇格差の有無を質問した。前 2 問と同様、「わからない」が 187 人 52.5%と最も多く、次いで「いいえ」127 人 35.7%、そして「はい」が 31 人 8.7%（無回答 11 人 3.1%）である。1/3 強の人は新型コロナウイルス感染症対策について正規労働者と非正規労働者との間で処遇は同じであるとしている。これについても男女差は少なく、上と同様である。女性では、「わからない」が 152 人 51.9%、「いいえ」106 人 36.2%、「はい」が 25 人 8.5%（無回答 10 人 3.4%）、男性は、「わからない」が 35 人 55.6%、「いいえ」21 人 33.3%、「はい」が 6 人 9.5%（無回答 1 人 1.6%）となっている。

以上に示されるように、コロナ禍の下での労働条件について、休業保障のある人は 18.3%に過ぎないとか、賃金保障がある人は 29.5%であるとか、正規労働者との処遇差がない人は 35.7%であるとか、と言った状況に示されるように、保障のある人は 2 割弱ないし 3 割弱に過ぎず、新型コロナウイルス感染症対策で正規労働者と処遇格差がないのは 1/3 強に留まることを指摘することは必要であろう。とは言え、7 割もの多くの人の勤め先が「官公庁」であることが影響していると思われるが、非正規労働者の一般的状況に比べれば、保障のある人の割合は高く、正規労働者との処遇格差のない人の割合も高いと見られる。問題は、一般に労働条件が民間事業所よりも整備され、かつ労務管理や労使関係が整えられていると思われているにも関わらず、「わからない」とする人が 51.7%～53.7%にも上っていることである。どうしてこのような状況が生じているのだろうか。回答者たちに関心がないのか、それとも関心はあるものの情報が提供されていないのか、提供されているが受け取りと理解に失敗しているのか。どこに問題点があるのだろうか。その原因を明らかにする必要がある。本来であれば、それをふまえ、必要な基礎情報を提供しつつ、それに対する意識やニーズ・希望を把握する手順が求められる。

(7) 社会保険の状況～雇用保険も年金保険も大多数が加入しており、未加入者の意識やニーズ把握は困難。「コロナ禍で仕事を休んでも生活に困らない社会労働保険制度にする」希望が 51.1%と過半

雇用保険の加入状況については、「一般雇用保険に加入している」人が 310 人 87.1%、「日雇い雇用保険医加入している」が 4 人 1.1%と合計 314 人 88.2%と大多数の人は雇用保険に加入している。「加入していない」人は 26 人 7.3%で、その理由としては「加入資格がないから」が 16 人、「会社が手続きしてくれないから」7 人であり、「加入してもメリットがないから」や「保険料を払いたくないから」とする人はいなかった。本調査の回答者に見る限り、

加入資格があるようになり、会社が手続きしてくれれば、全員が雇用保険に加入することになると推定される。女性について見ると、「一般雇用保険に加入している」人が 264 人 90.1%、「日雇雇用保険に加入

	問4-1 雇用保険について。					問4-2問4-1で「加入していない」と答えた人に伺います。なぜ、加入していないのですか。あてはまるものをすべて選んでください。						
	一般雇用保険に加入している	日雇雇用保険に加入している	加入していない	無回答	合計	加入資格がないから	会社が手続きしてくれないから	加入してもメリットがないから	保険料を払いたくないから	その他	合計	
合計	310 87.1%	4 1.1%	26 7.3%	16 4.5%	356 100.0%	16 4.5%	7 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 1.4%	28 7.9%	
女性小計	264 90.1%	3 1.0%	18 6.1%	8 2.7%	293 100.0%	11 3.8%	5 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.0%	19 6.5%	
男性小計	46 73.0%	1 1.6%	8 12.7%	8 12.7%	63 100.0%	5 7.9%	2 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.2%	9 14.3%	

している」が 3 人 1.0%と合計 267 人 91.1%である（無回答 8 人 2.7%）。「加入していない」人は 18 人 6.1%で、その理由としては「加入資格がないから」が 11 人、「会社が手続きしてくれないから」が 5 人いる。男性では、「一般雇用保険に加入している」人が 46 人 73.0%、「日雇雇用保険に加入している」が 1 人 1.6%と合計 47 人 74.6%である。「加入していない」人は 8 人 12.7%で、その理由としては「加入資格がないから」が 5 人、「会社が手続きしてくれないから」が 2 人いる。無回答が 8 人 12.7%と男性は女性よりもやや多いために、雇用保険の加入割合は女性よりも低くなっているものの、男女とも大多数が雇用保険に加入しており、加入資格が整備され、会社が手続きをきちんとしてくれるならば、全員が雇用保険に加入することになるだろう。本調査の回答者には、「加入してもメリットがないから」や「保険料を払いたくないから」とする雇用保険に対する消極的姿勢は見られなかった。

医療保険への加入状況は、次のようになっている。「本人として保険に加入」が 295 人と 82.9%を占めている。次いで、「国民健保に加入」23 人 6.5%、そして「被扶養者として保険に加入」が 18 人 5.1%であり、「いずれにも加入していない」は 3 人 0.8%にとどまっている（無回答 17 人 4.8%）。女性では、「本人として保険に加入」250 人 85.3%と最も多いものの、「国民健保

	問4-3 医療保険について。					
	本人として保険に加入	被扶養者として保険に加入	国民健保に加入	いずれにも加入していない	無回答	合計
合計	295 82.9%	18 5.1%	23 6.5%	3 0.8%	17 4.8%	356 100.0%
女性小計	250 85.3%	15 5.1%	13 4.4%	2 0.7%	13 4.4%	293 100.0%
男性小計	45 71.4%	3 4.8%	10 15.9%	1 1.6%	4 6.3%	63 100.0%

に加入」は 13 人 4.4%に対し「被扶養者として保険に加入」が 15 人 5.1%とわずかに多く、「いずれにも加入していない」は 2 人 0.7%にとどまっている（無回答 13 人 4.4%）。男性は、「本人として保険に加入」45 人 71.4%と最も多く、次いで「国民健保に加入」は 10 人 15.9%と女性より多く、「被扶養者として保険に加入」は 3 人 4.8%と少なく、「いずれにも加入していない」は 1 人 1.6%にとどまっている（無回答 4 人 6.3%）。

年金の加入状況はどうであろうか。男女計で見れば、「一般の会社員が加入する年金に加入」235 人 66.0%、「国家公務員、地方公務員、私学教職員などの年金に加入」52 人 14.6%、「加入者に扶養される配偶者の年金に加入」8 人 2.2%、「自営業者や学生などが加入する年金に加入」7 人 2.0%、「いずれの公的年金にも加入していない」6 人 1.7%（無回答 48 人 13.5%）となっている。「一般の会社員が加入する年金

	問4-4 年金について。						
	一般の会社員が加入する年金に加入	国家公務員、地方公務員、私学教職員などの年金に加入	自営業者や学生などが加入する年金に加入	加入者に扶養される配偶者の加入	いずれの公的年金にも加入していない	無回答	合計
合計	235 66.0%	52 14.6%	7 2.0%	8 2.2%	6 1.7%	48 13.5%	356 100.0%
女性小計	199 67.9%	41 14.0%	4 1.4%	8 2.7%	3 1.0%	38 13.0%	293 100.0%
男性小計	36 57.1%	11 17.5%	3 4.8%	0 0.0%	3 4.8%	10 15.9%	63 100.0%

に加入」が 2/3 を占めており、それ以外の年金と合わせて 294 人 82.6%が自分個人の年金に加入している。「加入者に扶養される配偶者の年金に加入」や「いずれの公的年金にも加入していない」という人は非常に少数であり、こうした方々の年金加入に対する意識やニーズを本調査から把握することには制約があることに留意する必要がある。また、無回答が 48 人 13.5%と多くなっていることに注意が必要であろう。もし、無回答者に年金未加入者が多いのだとすれば、設問の表現を含めた工夫が必要であるかもしれない。

女性では、「一般の会社員が加入する年金に加入」199 人 67.9%、「国家公務員、地方公務員、私学教職員などの年金に加入」41 人 14.0%、「加入者に扶養される配偶者の年金に加入」8 人 2.7%、「自営業者や学生などが加入する年金に加入」4 人 1.4%、「いずれの公的年金にも加入していない」3 人 1.0%（無回答 38 人 13.0%）である。男性では、「一般の会社員が加入する年金に加入」36 人 57.1%、「国家公務員、地方公務員、私学教職員などの年金に加入」11 人 17.5%、「加入者に扶養される配偶者の年金に加入」0 人 0.0%、「自営業者や学生などが加入する年金に加入」3 人 4.8%、「いずれの公的年金にも加入していない」3 人 4.8%（無回答 10 人 15.9%）となっている。「加入者に扶養される配偶者の年金に加入」は全員女性であるなどわずかに男女差があるものの、本調査の回答状況には概ね年金加入状況に男女差は見られない。

上記のように、社会労働保険加入者が大多数であるので、その意識やニーズには未加入者の状況は把握困難ではあるが、本調査では 2 点について尋ねている。大多数が社会労働保険加入者であることを念頭に置きつつ、本調査に見られる回答状況を確認しよう。

	問4-5 社会労働保険には「週20時間の壁」、「年収130万円の壁」や「103万円の壁」について意識しながら働いていますか。							問4-6 あなたが働き続けていくとき、このような「壁」がある現在の制度をどのようにしたら良いと思いますか。社会労働保険制度の改革についてのあなたの希望にあてはまるものをすべて選んでください。									
	「壁」を超えないよう意識	「壁」を意識せず、それを超えて働いている	「壁」を超えなかったことになっている	常に「壁」以下で働いている	「壁」のことはわからない	無回答	合計	現在のままでよい	コロナ禍で仕事を休んでも生活に困らない社会労働保険制度にする	配偶者控除の引き上げや社会保険の年取制限の引き上げなど、被扶養者が働きやすい社会保険制度にする	被扶養者とそでない人が公平に加入できる制度にする	週20時間未満で働いている人、ダブルワークなどをする人などにも雇用保険を適用する	社会保険の年取制限を廃止するなど加入要件を大幅に緩和する	勤務先や労働時間数が変わっても加入する社会労働保険を変更しなくてもよいように、働いた分すべてカバーする一元的な社会労働保険制度にする	税制の配偶者控除を廃止して基礎控除を大幅に引き上げる	その他	合計
合計	21 5.9%	206 57.9%	1 0.3%	22 6.2%	65 18.3%	41 11.5%	356 100.0%	54 15.2%	182 51.1%	110 30.9%	80 22.5%	98 27.5%	69 19.4%	92 25.8%	42 11.8%	4 1.1%	731 205.3%
女性小計	18 6.1%	180 61.4%	0 0.0%	13 4.4%	46 15.7%	36 12.3%	293 100.0%	43 14.7%	149 50.9%	91 31.1%	65 22.2%	77 26.3%	52 17.7%	77 26.3%	35 11.9%	1 0.3%	590 201.4%
男性小計	3 4.8%	26 41.3%	1 1.6%	9 14.3%	19 30.2%	5 7.9%	63 100.0%	11 17.5%	33 52.4%	19 30.2%	15 23.8%	21 33.3%	17 27.0%	15 23.8%	7 11.1%	3 4.8%	141 223.8%

加入条件として労働時間や年収の壁の問題がある。これをどのように意識しているだろうか。「社会労働保険には「週 20 時間の壁」、「年収 130 万円の壁」や「103 万円の壁」について意識しながら働いていますか。」の問いに対して、次のような回答であった。「壁」を意識せず、それを超えて働いている」が最も多く 206 人 57.9%を占める。女性が 61.4%、男性は 41.3%と女性の方が割合は高い。次いで多かったのは、「壁」のことはわからない」とする人で 65 人 18.3%に上る。女性 15.7%に対し、男性は 30.2%と「壁」の存在についての理解が男性で少ないことを示唆する。社会労働保険に関する質問では無回答が多くなっている。この問いでも無回答は 41 人 11.5%であるが、社会労働保険に関する問いにおいて無回答が 10 数%存在していることは気にかかる。社会労働保険の基礎知識を知らない故にこうした回

答状況があるのだとすれば、基礎知識を提供することを重視することが重要となろう。3番目に多いのは、「常に「壁」以下で働いている」22人6.2%（女性4.4%、男性14.3%）である。ここには、扶養家族の条件を維持しようとする行動と扶養家族とはなっていない男性でも一定数いるので扶養家族の条件とは無関係に短時間しか働けない事例が含まれているのかもしれない。4番目に多いのは、「「壁」を超えないよう意識」しているで、21人5.9%（女性6.1%、男性4.8%）、最後に「「壁」を超えなかったことにして働いている」1人0.3%（女性0.0%、男性1.6%）（無回答41人11.5%）である。

第2に、「あなたが働き続けていくとき、このような「壁」がある現在の制度をどのようにしたら良いと思いますか。社会労働保険制度の改革についてのあなたの希望にあてはまるものをすべて選んでください。」として複数回答を求めた。男女計で、多い順に挙げると、次の通りである。

- ①「コロナ禍で仕事を休んでも生活に困らない社会労働保険制度にする」182人51.1%（女性149人50.9%、男性33人52.4%）
- ②「配偶者控除の引き上げや社会保険の年収制限の引き上げなど、被扶養者が働きやすい社会保険制度にする」110人30.9%（女性91人31.1%、男性19人30.2%）
- ③「週20時間未満で働いている人、ダブルワークなどを行っている人などにも雇用保険を適用する」98人27.5%（女性77人26.3%、男性21人33.3%）
- ④「勤務先や労働時間数が変わっても加入する社会労働保険を変更しなくてもよいように、働いた分をすべてカバーする一元的な社会労働保険制度にする」92人25.8%（女性77人26.3%、男性15人23.8%）
- ⑤「被扶養者とそうでない人が公平に加入できる制度にする」80人22.5%（女性65人22.2%、男性15人23.8%）
- ⑥「社会保険の年収制限を廃止するなど加入要件を大幅に緩和する」69人19.4%（女性52人17.7%、男性17人27.0%）
- ⑦「現在のままでよい」54人15.2%（女性43人14.7%、男性11人17.5%）
- ⑧「税制の配偶者控除を廃止して基礎控除を大幅に引き上げる」42人11.8%（女性35人11.9%、男性7人11.1%）
- ⑨「その他」4人1.1%（女性1人0.3%、男性3人4.8%）

「現在のままでよい」としたのは15.2%に留まり、大多数が社会労働保険加入者であっても、多くの人々が制度改革を希望している。最も多いのは「コロナ禍で仕事を休んでも生活に困らない社会労働保険制度にする」で51.1%と過半の人が希望している。次いで、「配偶者控除の引き上げや社会保険の年収制限の引き上げなど、被扶養者が働きやすい社会保険制度にする」が挙げられ30.9%と3割を超えている。3~5番目に「週20時間未満で働いている人、ダブルワークなどを行っている人などにも雇用保険を適用する」、「勤務先や労働時間数が変わっても加入する社会労働保険を変更しなくてもよいように、働いた分をすべてカバーする一元的な社会労働保険制度にする」、「被扶養者とそうでない人が公平に加入できる制度にする」が挙げられ、22.5~27.5%と1/4前後の人が希望していると回答している。女性では、③「週20時間未満で働いている人、ダブルワークなどを行っている人などにも雇用保険を適用する」と④「勤務先や労働時間数が変わっても加入する社会労働保険を変更しなくてもよ

いように、働いた分をすべてカバーする一元的な社会労働保険制度にする」は同率である。男性では、②「配偶者控除の引き上げや社会保険の年収制限の引き上げなど、被扶養者が働きやすい社会保険制度にする」よりも③「週20時間未満で働いている人、ダブルワークなどを行っている人などにも雇用保険を適用する」がわずかに多く、④⑤よりも⑥「社会保険の年収制限を廃止するなど加入要件を大幅に緩和する」もわずかに高くなっている。これらについては男女差が多少あるものの、それ以外の順位や指摘割合は男女計とほぼ同じである。したがって、総じて男女計に見られる社会労働保険制度に関する意識やニーズは、男女別に見てもほぼ同様であろう。

(8) 賃金・収入～最も多い年収帯は「130～200万円未満」38.8%、次いで「200～250万円未満」19.1%、3番目が「103～130万円未満」17.7%

年収（手取額でなく総支給額）について尋ねた。最も多い年収帯は「130～200万円未満」で138人38.8%（女性41.0%、男性28.6%）、次いで「200～250万円未満」68人19.1%（女性18.8%、男性20.6%）、3番目が「103～130万円未満」63人17.7%（女性18.1%、男性15.9%）、「300万円以上」25人7.0%（女性6.1%、男性11.1%）、「250～300万円未満」24人6.7%（女性6.1%、男性9.5%）、「103万円未満」20人5.6%（女性5.1%、男性7.9%）である（無回答男女計18人5.1%、女性4.8%、男性6.3%）。年収帯の多い順番と割合は、男女間にそれほど大きな差異は見られない。ここにも回答者の勤務先が官公庁であることが反映しているものと見られる。

時給換算した平均時給を見ると、男女計で1396円（回答数323人）、女性1405円（回答数271人）、男性1347円（回答数52人）である。年収帯の回答者数（338人）と平均時給の回答数（323人）にズレがあるので、回答者をそろえるなどの詳細な分析が必要となろう。しかも、給与の計算方法は「時給」45.2%、「日給」7.5%、「月給」46.9%であるが、それを時給換算で回答してもらったので、賃金実態の把握の上でやや難点がある。非正規労働者の多種多様な賃金の実情をより正確に把握するには、月額賃金総額を尋ねるなどの工夫が求められるよう。

	問5-1 あなたの年収（手取り額ではなく総支給額）はいくらですか。								問5-2 あなたの1時間当たりの賃金（時給）はいくらですか。		問5-3 あなたの賃金が増える場合、最も影響を与える事情をひとつ選んでください。						
	103万円未満	103～130万円未満	130～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300万円以上	無回答	合計	回答数	平均時給	地域最低賃金の改定によって上がる	労働組合が交渉して上がる	勤め先の判断で上がる	わからない	その他	無回答	合計
合計	20	63	138	68	24	25	18	356	323	¥1,396	63	60	111	97	11	14	356
	5.6%	17.7%	38.8%	19.1%	6.7%	7.0%	5.1%	100.0%			17.7%	16.9%	31.2%	27.2%	3.1%	3.9%	100.0%
女性小計	15	53	120	55	18	18	14	293	271	¥1,405	50	54	87	84	10	8	293
	5.1%	18.1%	41.0%	18.8%	6.1%	6.1%	4.8%	100.0%			17.1%	18.4%	29.7%	28.7%	3.4%	2.7%	100.0%
男性小計	5	10	18	13	6	7	4	63	52	¥1,347	13	6	24	13	1	6	63
	7.9%	15.9%	28.6%	20.6%	9.5%	11.1%	6.3%	100.0%			20.6%	9.5%	38.1%	20.6%	1.6%	9.5%	100.0%

賃金が増える状況をどのように認識しているだろうか。「あなたの賃金が増える場合、最も影響を与える事情をひとつ選んでください。」と質問した。「勤め先の判断で上がる」とした人が最も多く111人31.2%（女性29.7%、男性38.1%）、次いで「わからない」97人27.2%（女性28.7%、男性20.6%）、そして「地域最低賃金の改定によって上がる」63人17.7%（女性17.1%、男性20.6%）である。「労働組合が交渉して上がる」としたのは60人16.9%

(女性 18.4%、男性 9.5%) であり、労働組合による交渉が賃上げをもたらすとの認識を持っている人が少ないことが示されている。「その他」は 11 人 3.1% (女性 3.4%、男性 1.6%) となっている (無回答 14 人 3.9%、女性 2.7%、男性 9.5%)。

	問5-4 あなたの職場では「同一労働同一賃金」が実現していますか。					問5-5 あなたの職場には非正規労働者の賃金(就労)保障制度(仕事がなくとも最低限の賃金が支払われる制度)がありますか。					問5-6 非正規労働者の賃金(就労)保障制度(仕事がなくとも最低限の賃金が支払われる制度)は必要だと思いますか。				
	している	していない	わからない	無回答	合計	ある	ない	わからない	無回答	合計	思う	思わない	わからない	無回答	合計
合計	37 10.4%	160 44.9%	144 40.4%	15 4.2%	356 100.0%	37 10.4%	70 19.7%	229 64.3%	20 5.6%	356 100.0%	264 74.2%	5 1.4%	65 18.3%	22 6.2%	356 100.0%
女性小計	25 8.5%	138 47.1%	119 40.6%	11 3.8%	293 100.0%	31 10.6%	52 17.7%	190 64.8%	20 6.8%	293 100.0%	216 73.7%	4 1.4%	52 17.7%	21 7.2%	293 100.0%
男性小計	12 19.0%	22 34.9%	25 39.7%	4 6.3%	63 100.0%	6 9.5%	18 28.6%	39 61.9%	0 0.0%	63 100.0%	48 76.2%	1 1.6%	13 20.6%	1 1.6%	63 100.0%

「あなたの職場では「同一労働同一賃金」が実現していますか。」との問いに対しては、最も多いのが実現「していない」で 160 人 44.9% (女性 47.1%、男性 34.9%) を占めている。次いで「わからない」とする人が多く、144 人 40.4% (女性 40.6%、男性 39.7%) に上る。実現「している」とするのは 37 人 10.4% (女性 8.5%、男性 19.0%) にすぎない (無回答 15 人 4.2%、女性 3.8%、男性 6.3%)。

非正規労働者に対する賃金(就労)保障制度があるかどうかを尋ねた。「あなたの職場には非正規労働者の賃金(就労)保障制度(仕事がなくとも最低限の賃金が支払われる制度)がありますか。」の問いに対する回答は次の通りである。最も多いのは「わからない」とする人で 229 人 64.3% (女性 64.8%、男性 61.9%) に上る。次いで「ない」とする人が 70 人 19.7% (女性 17.7%、男性 28.6%) で、「ある」としたのは 37 人 10.4% (女性 10.6%、男性 9.5%) に過ぎない (無回答 20 人 5.6%、女性 6.8%、男性 0.0%)。2/3 に近い人が賃金(就労)保障制度の有無を知らないという。このコロナ禍の下で休業補償の有無は重要な労働条件となっていると思われるが、多くの人がそれを知らないというのは重大な問題であろう。

最後に、「非正規労働者の賃金(就労)保障制度(仕事がなくとも最低限の賃金が支払われる制度)は必要だと思いますか。」と尋ねた。「思う」とする人が 3/4 の 264 人 74.2% (女性 73.7%、男性 76.2%) を占め、「わからない」65 人 18.3% (女性 17.7%、男性 20.6%)、「思わない」5 人 1.4% (女性 1.4%、男性 1.6%) を大きく引き離している (無回答 22 人 6.2%、女性 7.2%、男性 1.6%)。大多数が非正規労働者の賃金(就労)保障制度は必要と考えていることが明瞭に示された。それにも関わらず、上で見たように、2/3 の人が非正規労働者の賃金(就労)保障制度があるかどうかは「わからない」としている。必要と思いつつ、知ることができていないのは何ゆえであるのか。どこにその原因があるのでしょうか。

4. 多重クロス集計から見られる特徴

これまでの分析からも示唆されるように、本調査の回答数などの制約状況を考慮すれば、さらに詳細な集計分析には無理がある。勤め先別分析や非正規労働者のさらに細かい雇用形態別分析、そして賃金水準や労働時間の違いによっても、回答状況にどのような差異が生じているのかといった観点からのクロス集計分析は非常に重要な論点を、提起するはずである。本調査は、予備的調査であることの制約もあり、そうした論点に関する調査結果を解釈することは自制しなければならない。それゆえ、以下では、こうした制約を考慮した上でも見ら

れると言っても良い特徴的な傾向ないし示唆される点について補足することとする。

(1) 勤め先「官公庁」の回答者に見られる特徴～78.0%が「官公庁」。休業・賃金補償等「わからない」が半数。大多数は社会労働保険加入。社会労働保険の改善や整備に対するニーズは明確

勤め先が分かっている 323 人の内、252 人 78.0%が「官公庁」である。その男女比は、女性が 85.3%、男性 14.7%となっている。生計を同じくするパートナーがいる人が 70.6%を占めている。70.2%が世帯の中で一番収入が多いわけではなく、82.1%が自分以外に世帯の収入があるとしている。回答者は全員非正規労働者であるが、さらに具体的な雇用形態を見ると、最も多いのは「パート・アルバイト」40.1%、次いで「会計年度任用職員」29.0%、3番目に多いのが「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」26.2%、そして「派遣社員」0.8%、「その他」2.0%である。「官公庁」の非正規労働者であっても主に 3 種類の雇用形態があることが分かる。雇用契約期間は 88.1%が「1 年」であり、普段の労働時間は 67.9%が「週 30 時間以上 40 時間未満」で、21.4%が「週 20 時間以上 30 時間未満」である。賃金の計算方法としては、「月給」が 49.6%、「時給」が 42.5%となっている。

こうした状況にある「官公庁」に勤務する人たちの休業等の保障や社会労働保険制度に関する意識・ニーズがどうなっているかを見ることにしよう。

「出勤日数削減や労働時間削減がある場合、非正規労働者に休業手当が支給されるのは 18.7%に過ぎない。支給されない人が 23.0%であるが、問題は「わからない」と回答した人が 52.8%に上っていることである。「官公庁」に勤務する人たちでさえ、休業手当の支給可否といった自分の労働条件の重要情報がきちんと理解されていないことは大きな問題であろう。新型コロナウイルス感染症に感染して休んだ場合の賃金保障については、「勤め先が賃金保障する」が 35.3%、「医療保険の傷病手当金がある」4.8%であるものの、「わからない」とする人が最多で 48.8%も存在している。「新型コロナウイルス感染症対策について正規労働者と非正規労働者との間で処遇が異なりますか。」との問いについても、「わからない」が 48.4%に上る。「官公庁」に勤務する人たちに限定しても、こうした傾向は明瞭に示されている。民間事業者に比べ労働条件や人事労務管理が整備されているはずの「官公庁」に勤務する非正規労働者でさえ、これらの「わからない」とする人の多さは重要な問題を示唆している。労働条件や社会労働保険制度などに対する意識やニーズを把握しようとするならば、前提とも言うような基本情報の理解度を高める工夫が求められるのではなかろうか。

雇用保険の加入者は一般雇用保険 92.1%、日雇い雇用保険 0.8%、医療保険は国民健康保険加入と合わせ 92.5%、年金保険は「一般の会社員が加入する年金に加入」67.5%、「国家公務員、地方公務員、私学教職員などの年金に加入」17.9%、合わせて 85.3%と社会労働保険の本人の加入状況は高くなっている。それゆえ、扶養家族として配偶者に扶養される条件に対する意識は高くないものと推察される。実際、「週 20 時間の壁」、「年収 130 万円の壁」や「103 万円の壁」について意識しながら働いていない人が 63.1%を占めている。しかし、「壁」のことはわからない」とする人が 17.5%、無回答 8.7%も存在することは気にかかる。前述したことと同様に、基本情報の理解不足に起因するものであるとすれば、情報提供の必要性が確認できよう。

社会労働保険制度の改革についての希望の複数回答は、多い順に挙げると、全体の回答状況と同様に、次の通りである。

- ①「コロナ禍で仕事を休んでも生活に困らない社会労働保険制度にする」49.2%
- ②「配偶者控除の引き上げや社会保険の年収制限の引き上げなど、被扶養者が働きやすい社会保険制度にする」31.3%
- ③「週 20 時間未満で働いている人、ダブルワークなどをしている人などにも雇用保険を適用する」24.6%
- ④「勤務先や労働時間数が変わっても加入する社会労働保険を変更しなくてもよいように、働いた分をすべてカバーする一元的な社会労働保険制度にする」24.2%
- ⑤「被扶養者とそうでない人が公平に加入できる制度にする」19.8%
- ⑥「社会保険の年収制限を廃止するなど加入要件を大幅に緩和する」18.3%
- ⑦「現在のままでよい」13.5%
- ⑧「税制の配偶者控除を廃止して基礎控除を大幅に引き上げる」9.5%
- ⑨「その他」0.4%

ここに示されているよう、大半が自分の保険に加入している「官公庁」の非正規労働者たちにとっても、社会労働保険の改善や整備に対するニーズは明確に示されている。特に、「コロナ禍で仕事を休んでも生活に困らない社会労働保険制度にする」と希望する人は半数に上る。

非正規労働者のさらに細分化された雇用形態別にクロス集計すれば、性・雇用形態の無回答者を除く回答者 348 人は「パート・アルバイト」41.7%、「派遣社員」2.3%、「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」30.5%、「会計年度任用職員」22.1%、「その他」3.4%である。この 71.0%は「官公庁」に勤務しており、雇用形態別に見ても「パート・アルバイト」の 69.7%、「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」の 62.3%、「会計年度任用職員」の 94.8%が「官公庁」勤務者となっている。それゆえ、こうした状況を反映して、雇用形態別の特徴を示すと言うより、上述した「官公庁」に勤務する非正規労働者の状況が強く示されている。

こうした傾向は、労働時間別クロス集計や年収別クロス集計においても、同様なことが言える。普段働いている労働時間別に集計すれば、この回答者 349 人は、「週 20 時間未満」5.7%、「週 20 時間以上 30 時間未満」22.1%、「週 30 時間以上 40 時間未満」63.9%、「週 40 時間以上」8.3%である。「週 20 時間以上 30 時間未満」の人の 70.1%、「週 30 時間以上 40 時間未満」76.7%は「官公庁」に勤めている。年収別集計によれば、回答者 331 人は、「130～200 万円未満」36.6%、「103～130 万円未満」22.1%、「200～250 万円未満」20.5%、「300 万円以上」7.6%、「250～300 万円未満」7.3%、「103 万円未満」6.0%の構成となっている。「130～200 万円未満」の 80.2%、「130 万円未満」の 60.2%、「200 万円以上」の 72.6%は「官公庁」勤務者が占めている。こうした結果、労働時間別あるいは年収別に見ても、それらの多寡によって回答状況の差異が示されると言うよりも、上述の「官公庁」勤務者の事情が強く反映していると言えよう。

(2) 主婦パート・シングルマザー・年金受給者の集計からの若干の示唆

これまでの記述からわかるように、細分化したクロス集計の調査結果としては分析できな

いものの、事例的に示される傾向として示唆することに期待して、主婦パート、シングルマザーまたはシングルファザー、年金受給者について解説しよう。

主婦パートは、女性で「生計を同じくするパートナーがいる」と回答した人である。女性全回答者 296 人の内、206 人であり、女性回答者の 69.6% を占めている。30～39 歳 13.6%、40～49 歳 35.0%、50～59 歳 31.1%、60～64 歳 13.1% など、40 歳台と 50 歳台が 66.0% と 2/3 に上る。93.7% が自分以外の世帯収入があり、自分の収入が世帯で一番多い人は 8.7%、年金受給者が 14.6% 存在している。勤務先が「官公庁」である人は 74.8% と 3/4 を占めているが、「その他」8.3%、無回答 11.7% と 2 割の詳細が不明である点は気にかかる。雇用形態を見ると、「パート・アルバイト」48.5%、「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」25.2%、「会計年度任用職員」20.4% と、女性計より 6.2 ポイント「パート・アルバイト」の割合が高い。また、社会労働保険に関する「壁」問題について、主婦パートでは意識している人が男女計はもちろん女性小計や男性小計の回答状況よりも、意識している人は若干多くなっている。「壁」を意識せず、それを超えて働いている」が主婦パートで最も多く 65.5%（男女計 57.9%、女性 61.4%）、次いで多かったのは、男女計や女性計でもそうであったように、「壁」のことはわからない」とする人で 13.6%（男女計 18.3%、女性 15.7%）であるが、わずかに低い。社会労働保険に関する質問では無回答が多くなっているが、この問いでも主婦パートの無回答は 9.7%（男女計 11.5%、女性 12.3%）であり、わずかに低くなっている。主婦パートであることから、「壁」への意識が若干高くなっていることを示唆するのであろうか。とは言え、差が大きい訳ではないことの方が、むしろ問題と見ることもできる。なお、「壁」を超えないよう意識」している主婦パートは 7.8%（男女計 5.9%、女性 6.1%）であった。

シングルマザーは 24 人であり、女性計の 8.1% である。58.3% が自分以外の収入はなく、75.0% は自分の収入が一番多いとしている。勤め先「官公庁」は 75.0% で、「パート・アルバイト」37.5%、「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」20.8%、「会計年度任用職員」29.2% である。普段働いている労働時間は、最も多いのが「週 30 時間以上 40 時間未満」70.8%（男女計 62.4%、女性 65.5%）、次いで「週 20 時間以上 30 時間未満」20.8%（男女計 21.3%、女性 21.2%）となっている。「壁」のことはわからない」とする人が 20.8%（男女計 18.3%、女性 15.7%、主婦パート 13.6%）、無回答 16.7%（男女計 11.5%、女性 12.3%、主婦パート 9.7%）とシングルマザーでやや多くなっている傾向があるのかもしれないとすれば、留意が必要であろう。

年金受給者は回答者に 61 人おり、女性 67.2%、男性 32.8% である。78.7% にパートナーがおり、扶養する家族がいるのは 36.1% であるという。77.0% に自分以外の収入があり、41.0% は自分の収入が一番多いと言う。勤め先が「官公庁」である人が 78.7% で、「パート・アルバイト」42.6%、「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」34.4%、「会計年度任用職員」23.0% である。経験ある人が多いためか、「契約社員・嘱託社員・準社員・非常勤職員・臨時職員等」の割合が若干高くなっている。普段の労働時間は、「週 30 時間以上 40 時間未満」が 47.5%（男女計 62.4%、女性 65.5%）と最も多い者の全体傾向よりも少なく、次いで多い「週 20 時間以上 30 時間未満」は 32.8%（男女計 21.3%、女性 21.2%）と全体傾向よりも割合は高い。要するに、年金受給者の短時間就業傾向が示されているもの

と見られる。実際、年収は「103万円未満」が11.5%、「103万円～130万円未満」が27.9%と男女計に比べ低い年収層が多くなっている。この年金受給者が挙げた社会労働保険制度の改革についての希望(複数回答)を見ると、第1位の「コロナ禍で仕事を休んでも生活に困らない社会労働保険制度にする」を男女計の51.1%とほとんど差はなく49.2%が回答している。男女計では第4位であった「勤務先や労働時間数が変わっても加入する社会労働保険を変更しなくてもよいように、働いた分をすべてカバーする一元的な社会労働保険制度にする」(男女計25.8%)は、年金受給者の36.1%が挙げている。他方、「現在のままでよい」としたのは男女計で15.2%であったが、年金受給者では23.0%を占めている。社会労働保険に対する意識やニーズの違いが垣間見られる側面かもしれない。これらは、兆候的示唆であり、今後の本格的調査においては、社会労働保険に対する意識やニーズの違いができる限り明確に見えてくるような質問事項を設けるなどの工夫があっても良いだろう。

5. 本格的調査へ向けた検討事項

最後に、以上の分析から、非正規労働者の就業実態や社会労働保険制度等に関するニーズを本格的に調査するために留意すべきことをまとめてみよう。今後の本格的調査を実施するために有用となる検討課題を明確とすることを中心に述べる。

上述の通り、質問によっては「わからない」が多数を占め、無回答が10数%に上るなど、就業実態やニーズの把握が難しい面がある。そこで、本格的な調査に当たっては、第一に、次のような工夫が必要となっているのではないかと思われる。必要な基礎知識を提供した上で、もし労働組合が組織的に配布回収をするのであれば当事者たちの労働条件などについての情報提供を行った上で、意向やニーズを把握するようにすることではないか。また、社会労働保険の基礎知識を提供することも非常に重要である。調査対象に応じて、設問の前提的基礎知識を適切に提示した上で回答してもらうなどの調査票の工夫が求められるであろう。

第二に、社会労働保険制度に関する意識やニーズを把握しようとするならば、加入者と未加入者の両方の意識や意向・ニーズを集約できるようにしなければならない。そのためには、調査対象として回答への協力を得ることが難しい対象者をいかに組織するのか、十分に対策を講じなければならないであろう。

第三に、就業実態、とりわけ賃金や労働条件について把握しようとする場合、基準となる実態(例えば賃金であれば月額など)を明確にして質問するなどの工夫が求められる。就業実態は多種多様であるので、対象となる産業が広がれば広がるほど把握は困難となる。それゆえ、賃金であれば月額を基準とするとしたように工夫するしかない。同様に、労働時間も月間労働時間のありようを基準とするなどの工夫も考えられる。ともあれ、社会労働保険制度に関する意識やニーズを把握する上で、就業実態はその意識やニーズを解釈するための前提的な基準となるので、就業実態把握の確からしさがきちんと担保される必要がある。この第三の課題は、そのための重要な工夫である。

今回の予備的調査結果をふまえ、本格的調査の方法、調査対象に応じた調査票作り、さらには調査票の設問の工夫など、貴重な示唆を得ることができた。この成果が今後の調査に大いに活かされることを期待したい。

<資 料>

非正規労働者の賃金保障、社会労働保険等に関する調査のお願い

新型コロナウイルス感染症の流行によって貧困と格差はさらに拡大しました。解雇・雇止めは 10 万人を超え、パート・アルバイトなどシフト制で働く人に休業手当が支払われていないことを含めれば「実質的失業者」は約 150 万人いるといわれています。

就労減少が生活困窮に直結する事態を回避するには、ひとりも取り残されることなく持続的に雇用と生活が保障される労働条件と社会保障制度づくりをめざすことが必要です。その第一歩として、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託社員、会計年度任用職員など非正規労働者⁽¹⁾を対象に Web によるアンケート調査を実施します。

ぜひ、アンケート調査にご協力をお願いします。今回の調査の結果にもとづき、さらに本格調査を行うことを考えています。

アンケート調査について

■対象者 現在、民間、公務で働いている非正規労働者、および新型コロナウイルス感染症流行時に働いていた非正規労働者を対象とします。なお、今回の調査では、フリーランス、外国人技能実習生については対象にしません。

■質問項目 次ページ以降を参照してください。

■調査方法 Web アンケート調査は、次の URL にアクセスして、回答を記入の上、送信ボタンをクリックしてください。

<https://kikimas.net/rounken-hiseiki/>

右の QR コードからもアクセスできます。



■実施期間 2021 年 9 月 11 日（土）～10 月 10 日（日）

■実施団体 労働運動研究討論集会実行委員会（労運研）⁽²⁾

URL <https://www.rounken.org/>

メール roukenj2014@yahoo.co.jp

■結果報告 2021 年 12 月ごろ労運研のホームページに掲載予定

[注]

(1)非正規労働者とは正規労働者以外の労働者です。正規労働者とは、雇用期間に定めがなく、所定労働時間をフルタイムで働き、事業者に直接雇用されている労働者です。

(2)労運研は、労働組合活動家有志が集まって 2013 年 4 月に結成された労働運動に関する研究組織です。新自由主義との対決、労働基本権の行使、新しい労働運動の創造とその担い手の育成を基調に、総がかり行動を労働分野から担い、労働契約法 20 条裁判、最低賃金大幅引き上げの運動を応援しつつ、非正規労働者の運動づくりをめざしています。

<資 料>

アンケート質問項目

あてはまる選択肢がない場合は、「その他」を選択し、具体的に記入してください。

1 あなた自身についておたずねします。

問 1-1 あなたの性別は。

- ①男 ②女 ③答えたくない

問 1-2 あなたの年齢は。

- ①20歳未満 ②20~29歳 ③30~39歳 ④40~49歳 ⑤50~59歳 ⑥60~64歳
⑦65歳以上

問 1-3 現在のあなたの状況について。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1)生計を同じくするパートナーがいますか | ①はい ②いいえ |
| (2)扶養する家族がいますか | ①はい ②いいえ |
| (3)シングルマザーまたはシングルファザーですか | ①はい ②いいえ |
| (4)学生ですか | ①はい ②いいえ |
| (5)年金受給者ですか | ①はい ②いいえ |
| (6)障がい者ですか | ①はい ②いいえ |
| (7)外国人ですか | ①はい ②いいえ |

問 1-4 あなたの世帯の収入状況について。

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1)あなたの収入は世帯の中で一番収入が多いですか | ①はい ②いいえ |
| (2)あなたの収入以外に世帯の収入はありますか | ①はい ②いいえ |

2 あなたの雇用・就業形態についておたずねします。

問 2-1 あなたの勤め先はどこですか。

- ①個人企業・自営業 ②中小企業 ③大企業 ④官公庁
⑤その他（ ）

問 2-2 あなたの雇用形態は。

- ①パート・アルバイト ②派遣社員 ③契約社員・嘱託社員・準社員
④その他（ ）

問 2-3 あなたの雇用契約期間は。

- ①日々または30日以下 ②31日~1年未満 ③1年 ④期間の定めなし

問 2-4 あなたの普段の労働時間は。

- ①週20時間未満 ②週20時間以上30時間未満 ③週30時間以上40時間未満
④週40時間以上

問 2-5 あなたの給与の計算方法は。

- ①時給 ②日給 ③月給 ④その他（ ）

問 2-6 あなたはフリーシフト制（シフトの割り当ては会社の意向が優先する）で働いてい

ますか。

- ① はい ② いいえ

問 2-7 問 2-6 で「はい」と答えた方に伺います。シフト制の勤務はどのような契約になっていますか。

- ① 勤務時間数（例えば、1日6時間、週3日など）が明示されたうえで、シフト制で働くことになっている
② 勤務時間数は明示されていないが、シフト制で働くことになっている
③ シフト制で働くとは書かれていないが、勤務時間数は書かれている
④ その他（ ）

問 2-8 あなたは副業・兼業といわれるダブルワークなどを行っていますか。

- ① はい ② いいえ

3 新型コロナウイルス感染症の流行にともなう職場の状況についておたずねします。

問 3-1 あなたの勤め先で出勤日数削減や労働時間削減がある場合、非正規労働者に休業手当が支給されますか。

- ① はい ② いいえ ③ わからない

問 3-2 あなたの勤め先で非正規労働者が新型コロナウイルス感染症に感染して休んだ場合、賃金の保障はありますか。

- ① 医療保険の傷病手当金がある
② 勤め先が賃金保障する
③ 賃金の保障はない
④ わからない

問 3-3 あなたの勤め先で新型コロナウイルス感染症対策について正規労働者と非正規労働者との間で処遇が異なりますか。

- ① はい ② いいえ ③ わからない

問 3-4 問 3-3 で「はい」と答えた方に伺います。「異なる処遇」とは具体的にどのようなものか記述してください。

4 あなたの社会労働保険加入状況等についておたずねします。

問 4-1 雇用保険について。

- ① 一般雇用保険に加入している
② 日雇雇用保険に加入している
③ 加入していない

問 4-2 問 4-1 で「加入していない」と答えた人に伺います。なぜ、加入していないのですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- ① 加入資格がないから

- ②会社が手続きしてくれないから
- ③加入してもメリットがないから
- ④保険料を払いたくないから
- ⑤ その他（ ）

問 4-3 医療保険について。

- ① 本人として保険（協会健保、組合健保、公務員の共済組合、日雇特例健保、船員保険）に加入している
- ② 被扶養者として保険（協会健保、組合健保、公務員の共済組合、日雇特例健保、船員保険）に加入している
- ③ 国民健保に加入している
- ④ いずれの公的医療保険にも加入していない

問 4-4 年金について。

- ① 一般の会社員が加入する（厚生1号）に加入している
- ② 国家公務員、地方公務員、私学教職員などが加入する（厚生2～4号）に加入している
- ③ 自営業者や学生などが加入する（国民1号）に加入している
- ④ 厚生1～4号加入者に扶養される配偶者が加入する（国民3号）に加入している
- ⑤ いずれの公的年金にも加入していない

問 4-5 社会労働保険には「週 20 時間の壁」、「年収 130 万円の壁」とか、税制の配偶者控除に「103 万円の壁」といわれる、事実上の労働時間数や収入の線引きがありますが、あなたはそのことを意識しながら働いていますか。

- ① 「壁」を超えないように意識している
- ② 「壁」を意識せず、それを超えて働いている
- ③ 「壁」を超えた部分は、超えなかったことにして働いている
- ④ 常に「壁」以下で働いているので、「壁」を意識したことがない
- ⑤ 「壁」のことはわからない

問 4-6 あなたが働き続けていくとき、このような「壁」がある現在の制度をどのようにしたら良いと思いますか。社会労働保険制度の改革についてのあなたの希望にあてはまるものをすべて選んでください。

- ①現在のままでよい
- ②コロナ禍で仕事を休んでも生活に困らない社会労働保険制度にする
- ③配偶者控除の引き上げや社会保険の年収制限の引き上げなど、被扶養者が働きやすい社会保険制度にする
- ④被扶養者とそうでない人が公平に加入できる制度にする
- ⑤週 20 時間未満で働いている人、ダブルワークなどをしている人などにも雇用保険を適用する
- ⑥社会保険の年収制限を廃止するなど加入要件を大幅に緩和する
- ⑦勤務先や労働時間数が変わっても加入する社会労働保険を変更しなくてもよいように、働いた分をすべてカバーする一元的な社会労働保険制度にする

- ⑧税制の配偶者控除を廃止して基礎控除を大幅に引き上げる
- ⑨その他（ ）

5 あなたの賃金・収入についておたずねします。

問 5-1 あなたの年収（手取り額ではなく総支給額）はいくらですか。

- ①103 万円未満 ②103~130 万円未満 ③130~200 万円未満 ④200~250 万円未満
- ⑤ 250~300 万円未満 ⑥300 万円以上

問 5-2 あなたの 1 時間当たりの賃金（時給）はいくらですか。日給、月給の方は時給に換算してお答えください。手当は含みません。

- ① _____ 円

問 5-3 あなたの賃金が上がる場合、最も影響を与える事情をひとつ選んでください。

- ① 地域最低賃金の改定によって上がる
- ② 労働組合が交渉して上がる
- ③ 勤め先の判断で上がる
- ④ わからない
- ⑤ その他（ ）

問 5-4 あなたの職場では「同一労働同一賃金」が実現していますか。

- ① している ②していない ③わからない

問 5-5 あなたの職場には非正規労働者の賃金（就労）保障制度（仕事がなくても最低限の賃金が支払われる制度）がありますか。

- ① ある ②ない ③わからない

問 5-6 非正規労働者の賃金（就労）保障制度（仕事がなくても最低限の賃金が支払われる制度）は必要だと思いますか。

- ① 思う ②思わない ③わからない

6 自由記述コーナー

問 6 賃金・労働条件、雇用問題、社会労働保険、その他の処遇などについて感じていることや労働組合への要望など自由に書いてください。

お疲れ様です。ご協力ありがとうございました。